

兵庫県立赤穂高等学校創立 90 周年記念事業実行委員会会則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は、兵庫県立赤穂高等学校創立 90 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称し、事務局を兵庫県立赤穂高等学校内（赤穂市海浜町 1 3 9 番地）におく。

(目的及び組織)

第 2 条 実行委員会は、兵庫県立赤穂高等学校創立 90 周年記念事業及び記念行事（以下「記念事業等」という。）を企画・推進するため、次の組織を置き、それぞれの事業を分担・執行する。

- (1) 部会長会
記念事業の総合計画、進行管理及び部会間の連絡調整等にあたる。
 - (2) 総務部会
広報等を含む総括的業務並びに記念誌の企画・立案及びその発刊・配布にあたる。
 - (3) 記念事業部会
記念事業の企画・立案及びその実施にあたる。
 - (4) 式典部会
念式典等の企画・立案及びその実施にあたる。
 - (5) 財務部会
資金計画の立案並びに募金活動の企画・立案及びその実施にあたる。
 - (6) 記念事業実行委員会事務局
記念事業の全体会計の管理、庶務並びに各部会との連絡調整にあたる。
- 2 実行委員会は、前項の目的を達成するために、保有する同窓会費並びに同窓生等の寄附金を充てるものとする。

(役員)

第 3 条 実行委員会を運営するために、次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1 名
- (2) 副実行委員長 若干名
- (3) 監 事 若干名
- (4) 顧 問 若干名

その他、実行委員長が認めた役職・役員を置くことができる
役員の任期は本事業の終了までとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(役員を選出)

第4条 実行委員会の実行委員長は、兵庫県立赤穂高等学校同窓会の会長がこれにあたる。

- 2 副実行委員長、監事及び顧問は、実行委員長が部会長の同意を得て選任または委嘱をする。

(役員の仕事)

第5条 実行委員会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は、会務を総括し、本委員会を代表する。
- (2) 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長が欠けたとき又は事故あるときはあらかじめ実行委員長が定めた順序によりその仕事を代行する。
- (3) 監事は会務執行の状況及び会計を監査する。また部会長会に出席し、意見を述べることができる。
- (4) 顧問は、実行委員長の諮問に応じ、または委員会の運営に対して意見を述べることができる。

(部会長会)

第6条 各部会長及び副部会長は実行委員長及び副実行委員長とともに部会長会を構成し、その会務を行う。

- (1) 予算及び決算
 - (2) 資金の管理
 - (3) 会則の改正
 - (4) 本会の解散、解散にともなう残余財産の処分
 - (5) 会の義務に関する重要事項で、実行委員会が必要と認めた事項
 - (6) その他、実行委員長の委任を受けた事項
- 2 実行委員長は、必要に応じて部会長会を招集し、会議においてその議長になる。
 - 3 実行委員長は、部会長会構成員総数の3分の1以上の者から、会議に付すべき事項を示して会議の招集を要請された場合は、これを招集しなければならない。
 - 4 部会長会は、構成員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。
 - 5 部会長会の議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 6 前2項については、委任による議決権の行使を含むものとする。
 - 7 この会則に定めるもののほか、部会長会の議事運営については、部会長会の定めるところによる。

(資金)

第7条 実行委員会の資金は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2項により募金した現金
- (2) 同窓会積立金から充当した現金
- (3) 前2号の資金から生じる果実
- (4) その他

2 実行委員会の資金は、本会の業務を行うためのもの以外に支出してはならない。

3 実行委員会の資金は、部会長会の議決に基づき、実行委員会が管理する。

4 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第8条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に職員を若干名置く。その職員は実行委員長が任命する。

(会則の改正)

第9条 本会則の改正は、部会長会の議決によるものとする。

(解散)

第10条 実行委員会は、部会長会において、第3条の目的を達成したと認めるときに解散する。

(残余財産の処分)

第11条 実行委員会の解散にともなう残余財産は、部会長会の承認を得て兵庫県立赤穂高等学校同窓会に寄附する。

(補足)

第12条 この会則の執行について必要な事項は、部会長会の承認を得て実行委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成27年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 会則第7条第4項の規定に関わらず、平成27年度の会計はこの会則施行の日から平成28年3月31日までとする。